

其ノ主人ハ人ノ業務ニ関シ前條ニ号前條ノ違反打戻ヲ爲シタルトキハ行后ヲ爲ス
ルノ非其ノ主人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く賠償
債庁關係諸命令の措置に關する法律(案)

(朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部改正)
第一條 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に關する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合國最高司令官の要求に基き、」を削る。
(將來存続すべき命令)

第二條 前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

(特定財産管理令の廃止)
第三條 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)は、

廃止する。
(特定財産管理令廃止に伴う経過規定)

第四條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「及び稅務署」及び「及び稅務署長」を削る。
大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
- 3 第十五條第二項中「並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に關する事務」を削る。
第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

理由

平和條約の締結に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に關する件に基く賠償庁關係諸命令を改廢する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。



(昭和二十六年三月六日)

政令第四十号

朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

(目的)

第一條 朝鮮総督府交通局共済組合(以下「組合」という。)の本邦内にある財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

(監督)

第二條 組合の本邦内にある財産の整理は、内閣総理大臣の監督に属する。

(特殊整理人)

第三條 組合の本邦内にある財産の整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、内閣総理大臣が選任する。

3 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第百九十一号。以下「政令」二百九十一号」という。）第十條第三項から第五項までの規定は特殊整理人について準用する。

（特殊整理人の権限）

第四條 組合の本邦内にある財産の整理に関する組合の代表並びに当該財産の管理及び処分権限は、特殊整理人に専属する。

（債務消滅行為の禁止）

第五條 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、且つ、内閣総理大臣の指示があつた後でなければ、第七條第一項各号に掲げる債務について、并償その他債務を消滅させる行為をすることができない。

2 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、

且つ、内閣総理大臣の指示があつた後でなければ、組合の本邦内にある財産を処分することができない。

3 前二項の規定は、公租公課の支拂をする場合及び内閣総理大臣の許可を受けてする場合においては適用しない。

(整理計画書)

第六條 特殊整理人は、内閣総理大臣の指定する日までに、総理府令で定める手続により、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

一 第七條第一項各号に掲げる債務の債権者の氏名又は名称、債権額、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位

二 第九條の規定による残余財産の分配を受ける者の氏名、当該残余財産の分配の基準となる樹金の額及び組合員であつた期間並びにその者に対する残余財産の分配額

三 その他総務府令で定める事項

(債務弁済の順位)

第七條 組合の本邦内にある財産をもつて弁済すべき債務は、左に掲げるものとし、特殊整理人は、左の順位によりこれを弁済しなければならぬ。

一 整理に要する費用に係る債務及び組合の本邦内の事業又は財産に係る公租公課

二 組合の本邦内の事業又は財産から生じた債務

三 組合の給付を受ける権利を有する者のうち、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦内に住所又は居所を有する者に対する組合の給付債務。但し、第四号に掲げる債務を除く。

四 前号に規定する者に対する組合の年金債務のうち、特殊整理人選任の時においてまだ支拂時期の到来していないもの。

2 政令第二百九十一号第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(年金の一時金換算)

第八條 前條第一項第四号に掲げる年金債務は、総理府令で定めるところにより一時金に換算して支拂うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支拂は、第十三條第四項の規定の適用があることを除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九條 特殊整理人は、第七條第一項各号に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を、同項第三号又は第四号に掲げる債務のうち年金又は一時金の債務の支拂を受けた者に対し、当該年金又は一

時金に係る組合の組合員が組合員でなくなつた時における掛金の額に当該組合員が組合の組合員であつた期間を乗じた金額の割合に依りて分配しなければならぬ。

(組合の給付債務の債権者に対する公告)

第十條 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて当該権利の確認を求めたるための申出をすべき旨の公告をしなければならぬ。但し、その期間は、三月を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならぬ。

3 第一項の規定による公告には、同項の債権者か同項の期間内に権利の申出をしないときは、第十二條第一項において準用する特別指直法第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないため債務の支拂又は残余財産の分配を受けることができなことが

ある旨及びこの政令施行の際本邦にいない債権者その他この政令の規定による整理中に特殊整理人に対して権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由がある者については、当該整理終了後においても共済組合連合会に対してその権利の確認の申出をすることによつて共済組合連合会から特別措置法の規定による年金又は一時金の支給を受けることができることがある旨を附記しなければならぬ。

（一般債権者に対する催告）

第十一條 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七條第一項第一号及び第二号に掲げる債権（公租公課を除く。）の債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならぬ。但し、その期間は、一月を下ることかできない。

2 政令第二百九十一号第十五條第二項から第四号までの規定に前項の債権者に対する催告について準用する。

(組合の給付債務の債権者の権利の確認)

第十二條 特別措置法第十八條の規定は、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者の権利の確認について準用する。この場合において、同法第十八條第一項中「その年金又は一時金の種類及び額」とあるのは、「その権利の種類及び額」と読みかえるものとする。

2 特殊整理人は、前項において準用する特別措置法第十八條の規定による権利の確認を受けた者に対してのみ、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の弁済並びに第九條の規定による残余財産の分配をするものとする。

(特別措置法の特例)

第十三條 組合については、大蔵大臣は、特別措置法第四條第四項の規定による調査を要しないものとし、同條第一項の規定による指定は、第十條第一項の規定による公告に応じて権利の申出をす

べき期間が終了した後遅滞なく行うものとする。

2 組合については、共済組合連合会は、特別措置法第十七條の規定による公告を受けないものとし、同法第十九條及び第二十條の規定の適用については、第十二條第一項において準用する特別措置法第十八條の規定により特殊整理人かする権利の確認は、同條の規定により共済組合連合会かする権利の確認とみなす。但し、共済組合連合会は、この政令施行の際本邦にいない権利者その他この政令の規定による整理中に特殊整理人に対して権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを待たない事由があると認められる権利者に限り、当該整理終了後、その申出に基いて、特別措置法第十八條の規定による権利の確認をすることができるとする。

3 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が終了するまでの間は、組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の支給をしないものとする。

4 組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の受給権利者が、第七條第一項第三号若しくは第四号に掲げる債務の支拂又は第九條の規定による残余財産の分配を受けた場合においては、同法の規定の適用については、これらの債務の支拂又は残余財産の分配として受けた金額の限度において、共済組合連合会から同法の規定による年金又は一時金の支給を受けたものとみなす。

5 特別措置法第二十三條の規定の適用については、第十條第一項の規定による公告は、同法第十七條第一項の規定による公告とみなす。

(準用)

第十四條 政令第二百九十一号第二條第一項第二号、第四号及び第五号、第四條第一項及び第二項、第六條、第十一條第二項、第十二條、第十六條、第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第二十七條、第二十八條の三から第二十九條まで、第三十一條、第

2 政令第二百九十一号第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(年金の一時金換算)

第八條 前條第一項第四号に掲げる年金債務は、総逓府令で定めるところにより一時金に換算して支拂うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支拂は、第十三條第四項の規定の適用があることを除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九條 特殊整理人は、第七條第一項各号に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を、同項第三号又は第四号に掲げる債務のうち年金又は一時金の債務の支拂を受けた者に対し、当該年金又は一

條」

五 第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「政令第四十号

第六條」

六 第三十九條中「第二條第一項第一号の規定による指定」とあるのは、「特殊整理人の選任」

(勸則)

第十五條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金の処し、又これを併科する。

一 第五條の規定に違反して弁済その他債務を消滅させる行爲をし又は財産を処分したとき。

二 第六條の規定に違反して整理計画書の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前條

の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は
人に対し、前條の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

裏面白紙

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にあ
る財産の整理に關する政令

(昭和二十四年八月一日
政令第二百九十一号)

改正 昭和二十五年五月一日政令第百十四号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭
和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

目次

第一章	総則	(第一條—第八條)
第二章	特殊整理	(第九條—第三十三條)
第三章	雜則	(第三十四條—第三十七條)
第四章	罰則	(第三十八條—第四十二條)
第一章	総則	

(目的)

第一條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産

は、連合軍最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

(定義)

第二條 この政令における用語の定義は、左の各号の定めるところによる。

一 「旧日本占領地域に本店を有する会社」旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條に規定する閉鎖機関を除く。）で連合軍最高司令官の要求に基き、その本邦内にある財産を整理するものとして主務大臣が告示で指定するものをいい、以下「在外会社」と略称する。

二 「本邦」本州、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附属の島しよをいう。

三 「旧日本占領地域」滿洲、中華民國、台湾、朝鮮、樺太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しよ並

びに明治二十七年以後において日本により占領又は統治されていたその他の一切の地域をいう。

四 「人」個人及び法人その他一切の団体をいい、国、地方公共団体の機關を含むものとする。

五 「財産」通貨、小切手、為替手形、約束手形、貴金屬地金、銀行預金、貯金、すべての債務又は負担、流通証券、保険証券、公債、社債、株式、利札、銀行、仲買人、証券業者によつて一般に取引されているその他の証券、債権引受証券、抵当権証券、質権証券、留置権その他の担保権に関する証券、倉庫証券、船荷証券、信託証券、売渡証券、その他の所有権その他の権利又は債務に関する証券、物品、商品、有体財産、在庫品、船舶、船積貨物、抵当不動産、売主販売協定、土地契約、不動産又はふれに関する権利、借地権、地代、選択権、特許権使用料、帳簿上の勘定、受取勘定、確定判決による債権、特許権、商標権、著作権、特許権、商標権又は著作権に

関する契約又は許諾、保護預り箱又はその内容に関する権利
又は利益及び年金、共同計算契約又はこれに類する契約を
含むものとする。但し、これらのものに限られるものではない。
(以下略)

第三條 (略)

(整理財産の引渡義務及び大藏省令第八十八号の適用)

第四條 整理財産に属する資産を所持し、若しくは管理し、又は
その所在を確知する本邦内の一切の人は、指定日から九十日以
内にその旨を第十條に規定する特殊整理人(特殊管理人が選任
されていない場合は、主務大臣)に報告し、又、特殊整理人の
要求があるときは、整理財産に属する資産を所持し、又は管理
する人は、他の法令又は契約にかかわらず、その整理財産に属
する資産を遅滞なく特殊整理人に引き渡さなければならぬ。
但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産を所持し、又は管理する人は、同項の規

定による資産の引渡をするまで、その資産を善良な管理者の注意をもつて所持し、又は管理しなければならぬ。

(以下略)

第五條 (略)

(担保権の消滅及び財団からの分離)

第六條 整理財産に属する資産を目的とする担保権は、指定日において消滅する。

2 前項の場合において、担保権の登記の抹消は、登記権利者だけが申請することができる。

3 整理財産に属する資産が工場財団又は鉱業財団に属する場合には、当該資産は、指定日において、当該財団から除かれ、当該財団に属さないこととする。

4 前項の場合における工場財団又は鉱業財団の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、当該財団に属する財産の一部が整理財産に属するものであることの証明書を添附しなければなら

なす。

5 前項の申請書には、抵当権者の同意書又はこれに代るべき裁判の謄本を添附することを要しない。

第七條 (略)

第八條 (略)

第二章 特殊整理

第九條 (略)

(特殊整理人)

第十條 特殊整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、在外会社の本邦内における代表者、代表者がいないとき又は代表者が特殊整理人として不適当であるときは、代表者以外の者のうちから主務大臣が選任する。

3 主務大臣は、特殊整理人が法令若しくは主務大臣の処分違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により特殊整理人を選任し、又は解任したときは、その旨を公告する。

5 特殊整理人の報酬は、主務大臣が定める。

(特殊整理人の代表権)

第十一條 在外会社の本邦内における会社の代表並びに整理財産の管理及び処分の権限は、特殊整理人に専属する。

2 特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八條の規定は、適用しない。

(特殊整理人の職務)

第十二條 特殊整理人がこの政令の定めるところにより行う職務は、左の通りとする。

- 一 現務の結了
- 二 財産の管理及び処分
- 三 債権の取立及び債務の弁済

四 残余財産の処理

五 許可業務の執行

2 特殊整理人は、前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為を有する権限を有する。

第十三條 (略)

第十四條 (略)

(債権者に対する催告)

第十五條 特殊整理人は、就職の日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、整理財産に属する債権の債権者に対し一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。

3 特殊整理人は、知れている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 知れている債権者は、特殊整理から除斥することができない。

(特殊整理人の義務)

第十六條 特殊整理人は、就職の日から九十日以内に、主務省令の定めるところにより、指定日における整理財産に關し、財産目録、貸借対照表、昭和二十四年一月一日から指定日までの收支計算書及び第二十八條の規定による債務の弁済及び残余財産の分配の順位を附した債務等支拂一覽表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び收支計算書には、その内容を明らかにする完全な明細書を添附しなければならない。
なお、財産目録には、各資産について、帳簿価額とともに時価(統制額を含む。)を記載しなければならない。

第十七條 (略)

(整理計画書の公示、異議の申立)

第十八條 特殊整理人は、前條の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内にある各店舗

に整理計画書及び第十六條に規定する書類の写を備え置き、利害關係人の閲覧に供しななければならない。

利害關係人は、前項の公告に定められた事項について異議があるときは、主務省令の定めるところにより、同項の規定による公告の日から三十日以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（整理計画書の認可又は却下）

第十九條 主務大臣は、第十七條の規定による申請があつた場合には、当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ、公衆に反しないかどうかを審査し、前條第二項の期間経過後、これを認可し、又は却下する。

主務大臣は、必要があると認めるときは、当該整理計画書に定める事項を変更し、又はこれに定めのない事項を追加して認可することができる。

前條第二項の規定により利害關係人から異議を申し出た場合

においては、主務大臣は、その申出を参し、やくして当該整理計画書を認可し、又は却下するものとする。

(決定整理計画書の公示)

第二十條 特殊整理人は、前條の規定による認可があつたときには、遅滞なくその旨を公告し、且つ、認可を受けた整理計画書(以下「決定整理計画書」という。)の写を各店舗に備え置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

(決定整理計画書の変更)

第二十一條 やむを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は、王務省令の定めるところにより、遅滞なく決定整理計画書を変更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

(特殊整理の実行)

第二十二條 特殊整理人は、第十九條の規定（前條第二項において準用する場合を含む。）により認可を受けたときは、決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行わなければならない。

（物資配給の統制に関する法令の特例）
第二十三條 特殊整理人は、整理財産に屬する資産を処分する場合において、物資配給の統制に関する法令の規定又は処分を禁止し、若しくは制限する旨の定款の定若しくは契約に因り、処分することができないときは、主務大臣の認可を得てこれらの

定にかかわらず処分することができる。
前項の規定により資産を処分する場合においては、その処分の相手方の行為についても、物資の配給の統制に関する法令の規定は、適用しない。

（株主総会等決議に関する特例）

第二十四條 決定整理計画書に定める事項については、在外会社の株主等の同意又はその総会の決議を経ることを要しない。

2 決定整理計画書の定は、在外会社の株主等及び債権者並びに新会社、その發起人、株式引受人及び株主の全員のため、且つ、その全員に対して効力を有する。

3 第一項の規定は、在外会社の株主等、社債権者、役員及び従業員が新会社の株式の取得に關し協議するため会議を開くことを妨げるものではない。この場合においては、大藏省令第八十八号第二條の規定は、当然適用がないものとする。

第二十五條 (略)

(詐害行為取消権の排除)

第二十六條 決定整理計画書に依つてする特殊整理人の行為に於ては、民法第四百二十四條の規定は、適用しない。

(特殊整理人の報告義務)

第二十七條 特殊整理人は、昭和二十四年九月三十日(指定日)が同日後の場合は、主務大臣の指定する日)及びその日から三月を経過する日ごとに、主務省令の定めるところにより、整理財産に關し、貸借対照表及び收支計算書を主務大臣に提出しなければならぬ。この場合において、整理計画書の認可を受けた後には、主務省令の定めるところにより、決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載した書類を当該貸借対照表及び收支計算書に添附しなければならぬ。

(債務弁済等の順位)

第二十八條 在外会社の整理財産に属する債務の弁済及び残余財

産の分配は、左の順位によるものとする。

一 第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる債務又は国若しくは地方公共団体の公租公課その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日において、担保権が設定されていた債権に対する債務で社債以外のもの（担保の目的たる資産の価額を限度とする。）

三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産から生じた債務

四 在外店舗の事業又は財産から生じた債務（第二号に規定する債務及び社債を除く。以下本号中同じ。）の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資産の総額をこえる場合において、在外店舗の事業又は財産から生じ

た債務のうちその差額に相当する額の債務

五 社債（担保の目的たる資産の償還を限度とする。）

六 残余財産の分配

2 同一順位の債務に關し他の法令により順位の設定があるものについては、当該債務の順位による。

3 前二項の規定により同一順位において弁済しなければならぬ債務は、その債務額の割合に依じて弁済する。

第二十八條の二（略）

(供託)

第二十八條の三 在外会社の整理財産に属する債務の弁済又は残余財産の分配のためにする供託は、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の規定の適用を受ける場合を除く外、民法第四百九十五條第一項の規定にかかわらず、当該在外会社の第十三條に規定する主たる店舗の所在地の供託所においてすることができるとができる。

- 2 前項の供託は、二人以上の債権者又は株主等のために同一の手續により一括してすることができる。
- 3 特殊整理人は、整理財産に属する債務の弁済又は残余財産の分配のためにする供託をした場合においては、第三十三條第一項の規定による重要書類の引渡の際に、当該供託書を主務大臣に引き渡さなければならぬ。
- 4 前項の供託書の引渡を受けた主務大臣は、供託に関する法令

の規定の適用については、供託者とみなす。

5 特殊整理人（第三項の規定により供託書を主務大臣に引き渡した場合には、主務大臣。以下本條中同じ。）は、第二項の規定による供託をした場合においては、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書を交付することができる。

6 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添付に代え、承諾書を添付して供託物の還付を請求することができる。

7 供託所は、前項の規定による請求に基づき供託物を還付した場合においては、当該供託物を供託した特殊整理人に対し、供託書の提出又は呈示を求めることができる。

8 民法第四百九十五條第三項の規定は、第一項の規定による供託をした場合には適用しない。

（損害賠償及び時效の特例）

第二十八條の四 在外会社は、許可業務以外の原因に基いて生じた債務の不履行に因り昭和二十年九月二十四日以後に生じた損害について、賠償の責に任じない。

2 新会社は、決定整理計画の定めるところにより前項の在外会社の債務を承継した場合においては、当該債務の不履行に因り当該決定整理計画に定められた当該債務の履行期日（当該決定整理計画にその履行期日の定めがない場合には、当該債務を承継した日から六月を経過した日。以下本條中同じ。）の前日までに生じた損害について、賠償の責に任じない。

3 在外会社の債権又は債務で許可業務以外の原因に基いて生じたもの（昭和二十年九月二十三日までにその時効の完成したものを除く。）については、主務大臣が第三十一條第三項の規定による特殊整理終了の公告をするまでは、その時効は完成しないものとする。

4 前項の在外会社の債権又は債務で決定整理計画の定めると

ころにより新会社が承継したものについては、当該債権については当該債権を承継した日から六月以内、当該債務については当該決定整理計画書に定められた当該債務の履行期日から六月以内は、その時効は完成しないものとする。

(賃貸借契約の解約)

第二十九條 在外会社の本邦内にある店舗を当事者とする賃貸借(許可業務に関するものを除く。)で期間の定があるものについても特殊整理人は、民法第六百十七條(借家法(大正十年法律第五十号)施行の地区にある建物については、同法第三條第一項)の規定により解約の申入をすることができる。

第三十條 (略)

(特殊整理の結了)

第三十一條 特殊整理人は、特殊整理の事務が結了したときは、主務省令の定めるところにより、遅滞なく整理完結報告書を作成し、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定により主務大臣の承認があつたときは、特殊整理人又は特殊整理人であつた者は、特殊整理に關しては、責任を解除されたものとみなす。但し、これらの不正の行爲があつたときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならぬ。

第三十二條 (略)

(重要警類の引渡)

第三十三條 特殊整理人は、第三十一條第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく在外会社の本邦内にある帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊整理に關する重要警類(以下「重要警類」と総稱する。)を主務大臣に引き渡さなければならぬ。

2 主務大臣は、前項の規定による重要警類の引渡を受けた後十年間、これを保存しなければならぬ。

第三章 雑 則

第三十四條 (略)

第三十四條の二 (略)

第三十五條 (略)

第三十六條 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十七條 主務大臣は、特殊整理事務及び整理財産につき調査の必要があると認めるときは、特殊整理人、在外会社の債権者又は債務者その他関係人から報告をとり、又は当該職員をして整理財産があると認められる場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、当該職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも

のと解してはならない。

第四章 罰

則

第三十八條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役

若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反して并於その他債務を消滅する行為をし又は資産を処分したとき。

二 第十六條第一項の規定による財産目録、貸借対照表、収支計算書及び債務等支払一覽表を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。

三 第十七條第一項の規定に違反して整理計画書の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

四 第二十一條第一項の規定に違反して決定整理計画書の変更の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

五 決定整理計画書の記載事項に違反して整理を実行したとき。

第三十九條 第二條第一項第一号の規定による指定があつたことを知りながら第四條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特殊整理人の要求に係る資産を引き渡さなかつた者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十條 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。

第四十二條 左の場合においては、特殊整理人を三万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第三項の規定に違反して報告をせず、

又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十五條、第十八條第一項又は第二十條の規定（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に違反して公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

三 第十八條第一項又は第二十條の規定（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に違反して書類を備え置かず、又は書類の閲覧を拒んだとき。

四 第二十七條の規定に違反して貸借対照表、收支計算書並びに決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了してない事項についての整理見込を記載した書類を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。

五 第三十三條第一項の規定に違反して重要書類を引き渡さなかつたとき。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

附 則 (昭和二十五年五月一日政令第百十四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に在外会社が納付した、又は徴收された改正後の旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令第三十四條第一項に掲げる国税の税額のうち、同項の規定により過納となつた部分の金額に係る国税徴收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條ノ六第一項の規定による還付加算金については、その計算の基礎となる日数の起算日は、同條第四項の規定にかかわらず、この政令公布の日から起算して三月を経過した日とする。

裏面白紙

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法をここに公布する
昭和二十五年十二月十二日
御名 御 璽

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百五十六号
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

目次	第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	附則
	総則（第一條・第二條）	年金受給者のための特別措置（第三條―第七條）	連合会の業務（第八條―第十六條）	年金受給者等の権利の確認（第十七條―第二十一條）	雑則（第二十二條―第二十四條）	

第

第一章 總則

第一條 この法律は、國家公務員共済組合の組織及び業務並びにその財産の管理その他これに關する事項を規定し、以て、其の目的を達せしむるに資するものとする。

第二條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第四條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第五條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第六條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第七條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第八條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第九條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十一條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十二條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十三條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十四條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十五條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十六條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十七條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十八條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第十九條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十一條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十二條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十三條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十四條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十五條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十六條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十七條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十八條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第二十九條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十一條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十二條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十三條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十四條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十五條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十六條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十七條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十八條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第三十九條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

第四十條 この法律の施行に關する事項は、別に法律で定める。

三 八 二 一

台湾總督府專賣局共済組合令 (大正十四年勅令第二百十四号)

朝鮮總督府交通局共済組合令 (昭和十六年勅令第三百五十七号)

朝鮮總督府通信官署共済組合令 (昭和十六年勅令第三百五十八号)

朝鮮總督府官署共済組合令 (昭和十六年勅令第三百五十九号)

裏面白紙

四号
 台湾总督府管林共济组合令（昭和五年勅令第五十九号）
 五 台湾总督府交通局通信共济组合令（昭和十六年勅令第二百
 八十六号）
 六 台湾总督府交通局铁道共济组合令（昭和十六年勅令第二百
 八十七号）

裏面白紙

裏面白紙

第二章 年金受給者のための特別措置

第一條 陸軍共済組合及び陸軍共済組合の承継
 第二條 陸軍共済組合の承継
 第三條 陸軍共済組合の承継
 第四條 陸軍共済組合の承継

第一條 陸軍共済組合及び陸軍共済組合の承継
 第二條 陸軍共済組合の承継
 第三條 陸軍共済組合の承継
 第四條 陸軍共済組合の承継

第一條 陸軍共済組合及び陸軍共済組合の承継
 第二條 陸軍共済組合の承継
 第三條 陸軍共済組合の承継
 第四條 陸軍共済組合の承継

第一條 陸軍共済組合及び陸軍共済組合の承継
 第二條 陸軍共済組合の承継
 第三條 陸軍共済組合の承継
 第四條 陸軍共済組合の承継

2	第	4	3	2
が	命	該	十	つ
支	令	一	二	る
給	給	第	年	る
す	の	一	法	る
べ	義	律	律	る
き	務	の	第	る
年	給	規	二	る
金	が	定	百	る
及	消	に	二	る
年	減	よ	十	る
金	し	り	九	る
を	た	含	年	る
支	又	む	一	る
給	は	も	号	る
す	給	の	一	る
る	第	合	州	る
の	五	に	及	る
う	條	お	北	る
ち	の	給	海	る
に	規	す	内	る
は	定	べ	に	る
第	べ	き	住	る
二	き	は	所	る
條	一	戸	又	る
各	時	籍	は	る
号	金	法	居	る
に	及	昭	所	る
掲	び	和	を	る
げ	当	二	有	る
る	金	且	す	る
が	命	該	十	つ
支	令	一	二	る
給	給	第	年	る
す	の	一	法	る
べ	義	律	律	る
き	務	の	第	る
年	給	規	二	る
金	が	定	百	る
及	消	に	二	る
年	減	よ	十	る
金	し	り	九	る
を	た	含	年	る
支	又	む	一	る
給	は	も	号	る
す	給	の	一	る
る	第	合	州	る
の	五	に	及	る
う	條	お	北	る
ち	の	給	海	る
に	規	す	内	る
は	定	べ	に	る
第	べ	き	住	る
二	き	は	所	る
條	一	戸	又	る
各	時	籍	は	る
号	金	法	居	る
に	及	昭	所	る
掲	び	和	を	る
げ	当	二	有	る
る	金	且	す	る

裏面白紙

3 2 第 3
 する金の増前年金の規の條由金の七―大る竹つと
 るの第増る年のに受條日藏法基いで公み
 も額一額項金の金の規の規に規給 本製臣一法準て務な
 のの項分の規の額に年に金のう、八定和のその因、
 と改のの規を額に準のち、本共た二施行年る同法
 する定金額算するに改給昭和製濟組準年伴の疾の規
 。しはにつ年。因りし受九八合に法う額、定
 た、つ日い金の。り必たける一共済す改十七係る月を給
 場本ての。り必要と合者に三組る改十七係る月を給
 合製は額。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 にお鉄、の。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 い八大改。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 て障蔵定。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 、共大に。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 そ済臣の。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 の組のり。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 請求がめ必要と合者に三組る改十七係る月を給
 に同るとなる。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 基にこる責任準備金。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 一規に任準備金。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 時にすよる。必要と合者に三組る改十七係る月を給
 交付年。必要と合者に三組る改十七係る月を給

裏面白紙

第三章 連合会の業務

第八條 (業務) 連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

一 第三條の規定により承継した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承継した債務の整理をすること。

二 第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

第九條 連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行ふこととなつたのに伴

い必要とされる定款の変更をしなければならぬ。

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に関する会計につ

いて、これを共済組合法の規定による業務に関する会計と区分して、

第十一條 国は、予算の定めるところに、連合会に対し、第

八條第一号及び第二号の規定する年金及び一時金の支給その他

その執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

務の執行に要する費用の充てめ、必要金額を交付する。業

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する收

支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に

提出しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

に納付しなければならない。これを翌年度五月末日までに国庫

裏面白紙

第十七條 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共

地、関係者なく、連合会から年金及び一時金を支給すべきこととなつた

後、有する者に對し、一定の期間内に、一時金の支給を受ける権利

を有する者、該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

、對し、當該権利の確定を求め、その期間の申出をすべき旨の公告をし

裏面白紙

第十八條 聯合會は、前條第一項の規定による公告に應じて、その提出した証類を求め、他の聯合會の調査した資料に基いて、その者が眞正の權者であるかを認め、その場合に、一時金の並びにその額を眞正の權者に交付する。この場合に、前條第一項の規定による公告に應じて、その提出した証類を求め、他の聯合會の調査した資料に基いて、その者が眞正の權者であるかを認め、その場合に、一時金の並びにその額を眞正の權者に交付する。

第十九條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付し、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十一條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十二條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十三條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十四條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十五條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十六條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十七條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十八條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二十九條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第三十條 聯合會は、前條の規定により引き續き年金の支給を受けるに當り、該年金に關する証書を作成し、交付する。

第二(細目)
項の十一條
に規定する
に
細目第十八
的年金に
事項に
につ
いて証より
は大蔵大臣
が定め
る。警換、
再交付

裏面白紙

第 2 第 3 第 2 第 1
 を場の規二(上告当基 結に告きの十 濟二(一
 す合規定十時るに該い連果よに旨支七連組十事
 べに定にか三効權に應公て合とるはの給條合に務第
 きはににか條の利じ告大を藏がなる公、公をの会に務第
 期、よか、特の權のてを第大前こと該をける定、す大任) 雜
 間同るわ左例確利十七條第四項のがな告がこ利じの查のは、
 終條公らに)認をの申出としがた者に對し、第十條第一項の
 了第告ず、げ、昭、和、權、に、つ、い、は、そ、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 の二(一、前、條、第、三、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 日、項、條、第、二、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 ま、規、定、三、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 で、規、定、三、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 は、規、定、三、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 進、行、規、定、三、十、八、月、十、五、日、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 し、公、告、に、よ、り、か、ら、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 な、告、に、よ、り、か、ら、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 い、に、り、か、ら、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 も、に、り、か、ら、の、時、効、は、他、の、法、令、の、
 の、應、じ、の、權、利、の、確、認、を、申、出、す、る、に、
 と、じ、の、權、利、の、確、認、を、申、出、す、る、に、
 する、權、利、の、確、認、を、申、出、す、る、に、
 。、利、の、確、認、を、申、出、す、る、に、
 の、利、の、確、認、を、申、出、す、る、に、
 申、出、す、る、に、
 出、す、る、に、

裏面白紙

6	5	4	3	2	1
て	第	の	の	の	の
は	共	と	は	規	規
、	三	一	一	九	九
法	項	合	規	規	規
人	の	が	に	は	は
の	規	の	に	は	は
解	に	の	に	は	は
散	こ	の	に	は	は
及	の	の	に	は	は
び	法	の	に	は	は
消	律	の	に	は	は
算	施	の	に	は	は
に	行	と	に	は	は
関	の	に	に	は	は
す	日	の	に	は	は
る	に	の	に	は	は
民	解	の	に	は	は
法	散	の	に	は	は
へ	す	の	に	は	は
明	る	の	に	は	は
治	と	の	に	は	は
二	こ	の	に	は	は
十	の	の	に	は	は
九	場	の	に	は	は
年	合	の	に	は	は
法	に	の	に	は	は
律	お	の	に	は	は
第	い	の	に	は	は

裏面白紙

裏面白紙

八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)
 の規定は適用しない。
 7 大蔵大臣は、所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければ
 事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければ
 ならない。
 8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散
 の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなればならぬ。
 9 昭和二十六年一月一日に於て現に共済組合の規定による共
 済組合の組合員である者に對し、第二十四條の規定を適用する場
 合に於ては、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月
 から当該年度の支給を停止するものとす。昭和二十六年一月
 一日において第二十四條後段の規定する共済組合の組合員であ
 る者について、また同様とする。

別表

一四二	一三三	一二五	一一七	一一〇	一〇三	九七	九〇	八三	七七	七〇	六五	六〇	五五	五〇円	年金の算定の基準となつた俸給
九、三〇〇	八、七〇〇	八、一〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	六、九〇〇	六、五〇〇	六、一〇〇	五、七〇〇	五、三五〇	五、〇五〇	四、七五〇	四、四五〇	四、一五〇	三、八五〇円	仮定俸給
三三三	三一七	三〇〇	二八三	二六七	二五〇	二三三	二一七	二〇〇	一九二	一八三	一七五	一六七	一五八	一五〇円	年金の算定の基準となつた俸給
二五、〇〇〇	二二、九〇〇	二一、五〇〇	二〇、一〇〇	一八、三〇〇	一七、二〇〇	一六、二〇〇	一五、二〇〇	一四、二〇〇	一三、三〇〇	一二、五〇〇	一一、七〇〇	一一、一〇〇	一〇、五〇〇	九、九〇〇円	仮定俸給

裏面白紙

二 一 備

いと を七を 俸
てき 年 仮五 仮給 年考
はに 金定・定 の金
、その 俸〇 俸七 の
その 算給七 給七 算
の 俸定と 倍と 倍定
直給のすにしにの
近相基る相、相基
の当準。当俸当準
多額と す給すと
額がな るがなつ
のこつ 金三 金つ
俸のた 額三 額た
給表俸 (三 三 俸
に記給 円 円 給
対載が 位を 位が
応の五 未超 未五
す額〇 満え 満〇
るに円 以 端と 端未
仮合上 数き 数満
定致三 はは はの
俸し三 切、 切と
給ない三 りそ りき
にいも 捨の 捨は
るの未 てる てる、
。に満 給る 給そ
つ の 一 の の

外務大臣 吉田 茂
大藏大臣 池田 勇
厚生大臣 黒川 武雄
内閣総理大臣 吉田 茂

裏面白紙

特定財産管理令廃止に関する説明書

一 特定財産管理令の制定事由は、連合国最高司令官から戦争犯罪
容疑者として逮捕、拘禁又は抑留を命ぜられた者（以下特定人
という。一の財産について、特定人の裁判が確定するまで一特
定人の指定が取り消され、釈放され又は死亡した場合は、その
時まで）の間、これを管理し或いはその現状の変更を禁止する
ことにより、特定人に関する証拠の湮滅を防ぐと共に、特定人
が財産の没収の刑又は罰金の刑に科せられた場合に対処するた
め財産の散逸を防ぐことにあつた。

二 然るに、平和條約発効後は、当該條約には特定人の逮捕等を要
求する明文が特に規定されておらず、且つ、現在発せられてい
る連合国最高司令官の指令も、当該條約発効と同時にその効力
は消滅するから、現在の特定財産管理を継続する必要はなくな
る。よつて、本令は平和條約発効と同時に廃止することとした。

勅令第二百八十六号

昭和二十一年五月二十五日
改正昭和二十四年政令第二十七号

第一條 この勅令において特定人とは、連合軍最高司令官から戦

争犯罪の指定されたものとして逮捕、拘禁又は抑留することを要する者と

して前項の指定があつた場合、内閣総理大臣は、その旨を告

示すものと指定があつた場合は、その偶者、直系

違属もしくは、その直系卑属又はその者と生計をともにする者をいう。

以下同じ。この所在が明らかなきは、これに通知しなれば

第二條 この勅令において特定財産とは、特定人が有するすべ

の財産及び特定人が有するすべ

るもの、家具、什器、但し衣服、特

する昭和二十年七月一日以後に

を昭和二十年七月一日以後に

内閣総理大臣の定めるところに

第三條 特定財産は、内閣総理大臣が、その定めるところにより、

これを管理する。この内閣総理大臣が、その定めるところにより、

十條 国税徴収法第二十一條、第二十三條ノ一項、第十五條、第十八條、第二

第二四條 特定制定人の指定があつた後においてはその、特定財産について管理に
 第四條の形質もしくは現状を變更し又はこれを許可し移動しその他の管
 理をその行政官の管理に属する特定財産について特定制人又はそ
 の内閣総理大臣の利害關係に於て特定制人又
 内閣総理大臣は、前項の規定による解除をしたときは、その
 旨を告示する。第四條の二の該規定は、前項の指示により特定制人又
 の第一條の條の定められたる日から起つたものとする。その
 第一條の條の定められたる日から起つたものとする。その
 第二條の條の定められたる日から起つたものとする。その
 第三條の條の定められたる日から起つたものとする。その
 第四條の條の定められたる日から起つたものとする。その
 前項の條の定められたる日から起つたものとする。その
 特定制人の場合に於ては、内閣総理大臣は、その旨を告示するも
 通知しなげればならぬ。

第 四 條 該 條 三 項 前 條 第 一 項 の 場 合 に は、 内 閣 総 理 大 臣 は、 遅 滞 な く、 當 該 特 定 人 員 の 中 から 該 條 第 四 項 の 規 定 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 該 條 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、

第 三 條 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、

第 二 條 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、

第 一 條 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、 財 務 省 長 官 の 提 出 し た 名 簿 に 基 づ き、

第 三	第 二	第 一	第 九	第 五	第 八	第 七
当	こ	こ	違	官	年	帳
第	こ	の	他	又	い	七
四	こ	の	の	は	八	帳
條	の	の	條	吏	の	簿
の	政	附	行	を	準	類
二	令	令	為	五	用	の
第	は	は	者	條	第	そ
二	、	、	な	の	四	の
項	な	公	を	査	條	の
の	前	布	を	問	第	他
日	に	昭	拒	に	一	の
規	お	和	み	報	項	物
定	い	二	し	告	一	件
は	か	十	は	登	第	を
、	ら	四	法	井	四	検
前	第	、	若	を	の	査
項	四	年	く	出	規	及
の	條	こ	は	し	一	び
効	の	政	忌	告	定	視
合	二	令	ず	又	四	察
に	第	を	若	は	項	に
準	一	第	し	第	及	お
用	項	十	は	六	び	い
す	の	七	た	條	の	て
る	各	号	く	の	五	こ
。	号	一	は	規	第	れ
該	の	に	虚	定	二	を
	一	に	偽	は	項	行
	に	に	る	處	に	わ
	該	に	当	す	お	し
		に	該	る	め	定

裏面白紙

4
みは当この政令施行前において、
なす、するこのこと、なつたおいて、
す。第四條の二及び第四條の三、
第四條の二第一項各号の一に該
規定に基づいてされた管理の解除
と

裏面白紙

賠償庁臨時設置法（抄）

（昭和二十三年一月三十一日）
法律 第三号

改正
沿革

昭和二十四年五月三十一日 法律第三百十号
昭和二十五年 法律第四百十一号
昭和二十五年五月四日 法律第四百四十一号

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、賠償庁を設置し、
 左に掲げる事項を掌らしめる。
 六 連合國最高司令官の管理に係る財産（但し、賠償物件を除く。以下「特殊財産」という。）に関する指令実施のための企画立案に関する事項。
 七 特殊財産に関する事項。
 八 特殊財産の管理及び処理に関する事項。但し、他官庁の所に特殊財産の管理及び処理に関する事項を除く。
 九 賠償物件の返還及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理に関する事項。
 第十條 賠償庁に長官官房及び左の二部を置く。
 第十一條 賠償庁に賠償部を置く。

裏面白紙

適用する法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から	この法律は、昭和三十二年四月二十一日から昭和三十二年四月三十日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。	この法律は、昭和三十二年五月一日から昭和三十二年五月三十一日（昭和二十五年四月二十一日）から施行する。
--------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	---

裏面白紙

3 税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

183

裏面白紙